



5. (開会：ときに午後1時30分)  
会議の要領 令和5年10月18日付け南農委告示第10号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会委員総会を開会いたします。  
議長(高橋会長) ただ今出席されている委員は、12名であります。  
また、遅刻する旨の届出あった委員は、11番 鈴木正徳委員の1名であります。  
よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。  
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長(高橋会長) それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。  
5番 本間仁一委員、6番 青木憲一委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 5番 本間 仁一 委員  
6番 青木 憲一 委員

議長(高橋会長) 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。  
会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長(高橋会長) 日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長(高橋会長) 次に、日程第4 報第14号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、報第14号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が1件ありましたので、ご報告するものであります。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今提案されました、報第14号についてご説明申し上げます。  
議案書は1ページをご覧ください。  
1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の畑 1, 987㎡を耕作地の整理のため、合意解約するものです。  
以上です。

議長(高橋会長) ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声が有りますので、報第14号は了承いただいたものと認めます。

議長(高橋会長) 次に、日程第5 議第40号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第40号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転1件の許可申請がありましたので提案するものであります。  
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第40号について、ご説明申し上げます。  
議案書は2ページになります。  
所有権移転の申請となります。  
1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外1筆 畑合計647㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。  
以上です。

議長(高橋会長) ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。  
1番の現地調査について、4番 黒澤ちよ子委員より、報告をお願いします。

4番  
(黒澤ちよ子委員) 昨日、調査に行っていました。  
2筆のうち、▲▲は耕作されていました。▲▲の方は、耕作はされておりましたが、草刈等の管理はされていることを確認いたしました。  
以上です。

議長(高橋会長) これより、審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第6 議第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し所有権移転2件の許可申請がありましたので、提案するものであります。  
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第41号について、ご説明申し上げます。  
議案書は3ページになります。  
1番につきましては、▲▲の■■■■■さんが、▲▲の■■■■■さんと■■■■■さんから、▲▲字▲▲ 外1筆 畑 合計2, 717㎡を所有権移転し、宅地分譲するため、申請があったものです。  
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。  
2番につきましては、▲▲の■■■■■さんが、▲▲の■■■■■さんから、▲▲字▲▲ 畑 194㎡を所有権移転し、駐車場などに利用するため、申請があったものです。  
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。  
以上です。

議長(高橋会長) ここで、議第41号の現地調査について、12番 渡沢寿委員より、報告をお願いします。

12番  
(渡沢寿委員) 10月18日に、私と安達芳紀委員、佐藤事務局長補佐、嶋貫農地係長の4名で、5条2件の現地調査を行ってまいりました。  
全ての案件について申請通りであったことをご報告いたします。  
以上です。

議長(高橋会長) お諮りいたします。  
この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思います。  
これに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。よって、本案件は、分割して審議することに決しました。

議長(高橋会長) それでは、始めに、議第41号2番の案件について、審議いたします。ここで、4番 黒澤ちよ子委員の退席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員退席……………

議長(高橋会長) これより、本案件について審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします。ただ今の2番の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長) ここで、4番 黒澤ちよ子委員の復席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員復席……………

議長(高橋会長) これより議第41号1番の案件について審議に入ります。本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 表決いたします。  
お諮りいたします。ただ今の1番の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第7 議第42号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第42号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し2件ありましたので、提案するものであります。  
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただいま提案されました、議第42号につきまして、ご説明します。  
議案書4ページをご覧ください。  
1番につきましては、▲▲の■■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲ 外2筆 登記地目畑 合計199.81㎡が、昭和52年から住宅敷地として利用し、現在に至っているものです。  
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。  
2番につきましては、▲▲の■■■■■さん外1名から願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目田 216㎡が、平成元年以前から宅地として利用し、現在に至っているものです。  
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。  
以上です

議長(高橋会長) ここで、現地調査について、13番 安達芳紀委員より、報告をお願いします。

13番 (安達芳紀委員) 10月18日に、私と渡沢委員、佐藤事務局長補佐、嶋貫農地係長の4名で、非農地2件の現地調査を行いました。  
全ての案件について、申請通りであったことをご報告いたします。

議長(高橋会長) これより審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします。ただいまの案件について、願出のとおり証明することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。  
よって、本案件については、願出のとおり証明することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第8 議第43号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第43号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和5年10月12日付け農第636号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「旧農業経営基盤強化促進法第18条」に基づいて、10件の賃借権設定に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしく願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

佐藤事務局長補佐 ただ今提案されました、議第43号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は5ページからで、8ページにつきましては、総括表となっておりますのでご覧ください。

賃借権設定が10件で、計画面積が田46,441.91㎡、樹園地2,300㎡、合計48,741.91㎡となっております。

賃借権設定の詳細につきましてご説明申し上げます。

9ページをお開きください。

この度の設定10件につきましては、全て農地中間管理事業に伴う「やまがた農業支援センター」を介して設定するものです。

まずNo.1、▲▲の■■■■さんと、▲▲の■■■■さんとの間で、設定するもので、▲▲字▲▲の一部の樹園地2,300㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、口座振替となっております。

次にNo.2、▲▲の■■■■さんと、▲▲の■■■■さんとの間で、設定するもので、▲▲字▲▲の田505㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、口座振替となっております。

佐藤事務局長補  
佐

No.3、▲▲の■■■■さんと、▲▲の■■■■さんとの間で、設定するもので、▲▲字▲▲、1, 160㎡他8筆の合計22, 005㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、口座振替となっております。

No.4、▲▲の■■■■さんと、▲▲の■■■■さんとの間で、設定するもので、▲▲字▲▲の田、他7筆の合計14, 040㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、口座振替となっております。

No.5、▲▲の■■■■さんと、▲▲の■■■■さんとの間で、設定するもので、▲▲字▲▲、386㎡他2筆の合計2, 575㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、口座振替となっております。

No.6、▲▲の■■■■さんと、▲▲の■■■■さんとの間で、設定するもので、▲▲字▲▲の田、2, 925㎡他1筆の合計3, 050㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、口座振替となっております。

No.7、▲▲の■■■■さんと、▲▲の■■■■さんとの間で、設定するもので、▲▲字▲▲の田、1, 010㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、口座振替となっております。

No.8からNo.10につきましては、▲▲地区の土地基盤整備に関する案件になります。こちらは再契約手続きによるもので、すべて所有地となった農地の再契約手続きのため、農地中間管理事業に伴う「やまがた農業支援センター」を介して設定するものでありますので、その内容につきましては省略いたしますのでご了承ください。

以上でございます。

議長(高橋会長)

これより本案件について、審議に入りますが、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長)

異議なしと認めます。  
それでは、一括して審議いたします。

議長(高橋会長)

本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長)

本案件について表決いたします。  
お諮りいたします、ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長)

妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。



議長(高橋会長) 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。  
よって、令和5年10月18日付け南農委告示第10号をもって招集いたしました南陽市農業委員会委員総会を閉会いたします。

(閉会：ときに午後1時50分)